

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 4 9 1 号)

平成 1 9 年 4 月 6 日

横 情 審 答 申 第 491 号

平 成 19 年 4 月 6 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成18年10月30日都再第643号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「東横線廃線敷を利用して交通手段を整備する」の廃線同意条件削除の要因として横浜市が主張する「社会情勢の変化」とは何かを示す文書」及び「同上廃線同意条件に匹敵する効果のある横浜市が新たに提示した条件内容を示す文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「東横線廃線敷を利用して交通手段を整備する」の廃線同意条件削除の要因として横浜市が主張する「社会情勢の変化」とは何かを示す文書」及び「同上廃線同意条件に匹敵する効果のある横浜市が新たに提示した条件内容を示す文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「東横線廃線敷を利用して交通手段を整備する」の廃線同意条件削除の要因として横浜市が主張する「社会情勢の変化」とは何かを示す文書」（以下「文書1」という。）及び「同上廃線同意条件に匹敵する効果のある横浜市が新たに提示した条件内容を示す文書」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年10月3日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 文書1について

「社会情勢の変化」とは、1980年代後半から1990年代初頭にかけて見られた好景気が、实体经济の成長を伴わない、いわゆるバブル経済であったため、その後の急激な円高や国による土地関連融資の総量規制などにより、株価や地価の急激な下落によるバブル崩壊となった、一連の社会経済情勢の変化を指すものである。バブル崩壊となった一連の社会情勢の変化は広く周知の事実であり、綿密詳細な分析を行わずとも明白であるため、「社会情勢の変化」とは何かを示す文書1は作成していない。

(2) 文書2について

平成15年11月の「みなとみらい21線及び地区振興に関する確認書」は、社会情勢の変化という共通認識のもと、野毛地区街づくり会や横浜市等をメンバーとした委員会の中で、度重なる議論と検討を経て見直し案を固め、地域住民に対する地

元説明会も踏まえて内容確認がなされ、結果として野毛地区街づくり会・東急電鉄株式会社（以下「東急」という。）・横浜市の三者で合意に至ったものであり、横浜市が新たに条件を提案するような関係にはないため、横浜市が新たに提示した条件内容を示す文書2は作成していない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 昭和63年4月2日付協定に示された「東横線廃線敷を利用して交通手段を整備する」との条件は、地元の衰退はもちろん、東横線桜木町駅利用者に生ずる廃線被害を最小化する最後の条件であり、横浜市が協定における当条項削除の根拠とした「社会情勢の変化」とは、横浜市が綿密詳細な分析を行った結果の評価とみるのが妥当である。また、バブル崩壊を理由としてもっとも効果的な住民被害救済に関わる廃線被害救済に関わる廃線同意条件を破棄するよりも、むしろ平成6年に着工開始した東横線直通工事を見合わせる方が理由として合理的である。バブル崩壊で苦しむ地元、鉄道利用者の負担を殊更増大させる選択は順序が逆で地方自治の根幹放棄でもある。よって表記条件削除に至った「社会情勢の変化」とは何かを示す文書1の開示を改めて求める。

(3) 野毛地区ニュースでもわかるように住民は地元の町が衰退することを懸念し、必死に東横線・横浜～桜木町間の存続を希望する熱意は深刻で、これに対し横浜市も「東横線廃線敷を利用して交通手段を整備する」との回答を行い、これを覚書として締結している。その後、横浜市は27回4年5箇月にわたり検討の結果、住民の了解を得て「東横線廃線敷を利用して交通手段を整備する」の条項を削除したというが、住民の廃線反対の意思をみるかぎり格段の好条件提示が整わない廃線同意が成立する客観的情勢はあり得ない。このような環境で住民を納得させるには、前記廃線同意条件に匹敵する効果を有する、横浜市の新提案が不可欠である。ここで改めて文書2の開示を求める。

(4) 横浜市は、「市は、市民生活の利便の向上に資すると認められる行政資料等を積極的に収集し、及び適正に保管して、当該行政資料等を市民の利用に供することができるよう努めるものとする」との条例第30条を遵守すべきである。

5 審査会の判断

(1) みなとみらい線の整備及び野毛地区の地区振興について

ア みなとみらい線は、平成16年2月1日に営業が開始されたが、これに先立つ昭和62年3月31日付けで、横浜市と東横線を経営する東急との間で締結された覚書及びこれに基づく確認書により、みなとみらい線と東横線の相互直通運転に伴い、東横線の横浜～桜木町間は廃止することとされた。

イ 横浜市は、昭和63年4月2日、東急及び野毛地区街づくりを考える会との間で、みなとみらい線に係わる諸問題、特に、みなとみらい線整備による野毛地区への影響を踏まえた地区振興のあり方について、野毛地区とみなとみらい21地区との一体化により共存共栄を図るという共通認識のもとに、「みなとみらい21線及び地区振興に関する覚書」（以下「地区振興覚書」という。）及びこれに基づく「みなとみらい21線及び地区振興に関する確認書」（以下「63年確認書」という。）を締結した。

ウ 地区振興覚書第3条の規定により、横浜市及び東急は、関係機関との調整のもとに野毛地区の振興策を実施することとされ、63年確認書第4条第2号で「新たな交通機関」として、望ましい都心部交通体系の検討を行い、日の出町～野毛地区～みなとみらい21地区を結ぶ新たな交通機関（中量輸送等）の導入を具体化することと、同条第11号で「廃線敷の利用」として、日の出町～野毛地区～みなとみらい21地区を結ぶ新たな交通機関が整備されるまで、暫定的に廃線敷を利用して横浜駅～桜木町駅間の交通手段を整備することとされ、平成6年11月21日には、野毛地区振興策実施計画書が策定された。

エ その後、平成11年になって、野毛地区街づくり会から野毛地区振興策実施計画書の見直しを求める文書が提出され、野毛地区街づくり会に設置された野毛地区総合プラン構想検討委員会（振興策実施計画書見直し委員会）（以下「見直し委員会」という。）に横浜市、東急及び学識経験者も加わって、野毛地区振興策実施計画書を見直すこととなった。

オ 野毛地区振興策実施計画書の見直しについては、平成11年7月28日から平成15年11月21日まで、計27回の見直し委員会で検討プロジェクトが行われ、その成果を踏まえて、平成15年11月28日、「みなとみらい21線及び地区振興に関する確認書」（以下「15年確認書」という。）が締結され、駅舎跡を含む東横線の廃線跡地の利活用については、自転車も通れる遊歩道（案）を基本に検討することとさ

れた。

(2) 本件申立文書について

開示請求書の記載及び申立人の主張から、文書1は横浜市が平成18年9月15日付けの回答文書において、63年確認書に示された「廃線敷を利用して・・・交通手段を整備する」との条項が見直されることとなった要因として、「社会情勢が大きく変化したため」と説明していることが認められることから、当該「社会情勢の変化」とは何かを示す文書であると、文書2は15年確認書において、63年確認書の「廃線敷を利用して・・・交通手段を整備する」との条項の削除を野毛地区街づくり会と合意するに当たり、横浜市が新たに提示した条件の内容を示す文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成18年12月26日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 社会情勢の変化とは、バブル経済の崩壊を意味するが、当時、バブルといえは日常的に使われる用語であり、共通概念となっていたことから、その内容が何かを示す文書は、作成していない。

(イ) 見直し委員会は、地区振興覚書及び63年確認書において定められた地区振興策の進ちょく状況について確認するものであり、行政から地区振興策を変更するために提案をするという場ではない。

(ウ) 見直し委員会における検討結果は、15年確認書としてまとめられているから、仮に横浜市から何らかの提案をすれば、15年確認書にその内容が盛り込まれることとなるはずである。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関の非開示理由説明書にも記載されているとおり、いわゆる「バブル」と呼ばれる経済状況があったこと、また、その後、株価や地価の下落によりその経済状況が大きく変化したことは、公知の事実である。

(イ) このような状況の下で、みなとみらい線の開通に伴う東横線の横浜駅～桜木町駅間の廃線を控えて、横浜市が地区振興覚書及び63年確認書に基づいて野毛地区の地区振興を行うに当たり、社会情勢の変化の内容が何なのかということよりも、地区振興をどのように進めていくのかということが重要であ

ると考えたとしても不自然ではないことから、当審査会としては、「社会情勢の変化」が公知の事実である「バブル崩壊となった一連の社会情勢」であることを意味する文書1を作成又は保有していないとの実施機関の説明に特段不合理な点はないと考える。

(ウ) 仮に「社会情勢の変化」の意味するものが、ほかにあったとしても、野毛地区の地区振興の当事者である横浜市、東急及び野毛地区街づくり会との間で、野毛地区の地区振興策の見直しの契機となった社会情勢の変化に対する認識に特段の齟齬が生じており、文書で説明・確認をしなければならないなどの事情も認められない以上、同様に文書1を作成又は保有していないとの実施機関の説明に特段不合理な点はない。

(イ) 一方、行政が本件のように長期にわたり、相当の財政負担を伴うような協議を行う場合には、必要な事項を文書で残しておくことも考えられるため、当審査会では、文書1が存在しないかどうかについて実施機関に確認させたが、そのような文書は存在しないとの説明であり、そのほかに文書1の存在を推認させる事情も認められなかった。

(オ) 東横線廃線敷を利用して交通手段を整備することが、地区振興覚書上、野毛地区街づくり会が東横線の横浜駅～桜木町駅間の廃線に同意する条件であったのか否かについてはともかく、現に横浜市、東急及び野毛地区街づくり会の間で、東横線の廃線跡地の利活用の方法を含む15年確認書が締結されていること、当審査会で見分した15年確認書には横浜市が東横線の廃線跡地の利用について新たな提案を行ったとの事情も認められないことを合わせて考えれば、文書2が存在しないとの実施機関の説明に特段不合理な点はない。

(カ) また、当審査会では、文書1と同様の理由により、文書2がないかどうかについて実施機関に確認させたが、そのような文書は存在しないとの説明であり、そのほかに文書2の存在を推認させる事情も認められなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年10月30日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成18年11月8日 (第94回第二部会) 平成18年11月9日 (第96回第一部会)	・諮問の報告
平成18年11月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年11月17日 (第33回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年12月1日 (第34回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成18年12月26日 (第35回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成19年2月16日 (第36回第三部会)	・審議
平成19年3月9日 (第37回第三部会)	・審議